

～特定技能外国人の受入機関の方々へ～  
タイ国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ

タイ国籍の方を特定技能外国人として受け入れるためには、在留資格認定証明書交付手続、在留資格変更許可手続や査証発給手続といった日本側の手続が必要となります。これに加え、タイ側でも一定の手続が必要とされていますので、この手続は日本側の手続ではありませんが、この点も含めて、以下に手続の概要を説明します。

● タイから新たに受け入れる場合（送出国等を利用しないで雇用する場合）

1 求人

タイの制度上、受入機関は、送出国等を利用せず、タイ本国にいるタイ国籍の方を、特定技能外国人として雇用するため、直接採用活動を行うことが可能とのことです。（ただし、日本企業が現地へ訪れて直接求人活動を行うことはタイの法令上禁止されています。）

2 雇用契約の締結

受入機関は、送出国等を利用しないで、タイ本国にいるタイ国籍の方を特定技能外国人として受け入れたい場合、直接、タイ国籍の方と特定技能に係る雇用契約を締結します。

3 在留資格認定証明書の交付申請【日本側の手続】

受入機関は、地方出入国在留管理官署に対し、特定技能に係る在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。同証明書が交付された後、雇用契約の相手方に対し、同証明書の原本を郵送してください。

4 雇用契約書の認証【タイ側の手続】（参考）

タイの制度上、受入機関は、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に雇用契約書等を提出（郵送可）し、認証を受ける必要があるとのことです。（認証後は、雇用契約書に駐日タイ王国大使館労働担当官事務所の認証印が押印されます。）

なお、送出国等を利用しないで雇用する場合は、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に、雇用契約書等とともに、上記3で交付を受けた在留資格認定証明書（写し）を提供する必要があるとのことです。（送出国等を利用して雇用する場合は、雇用契約書の認証を受けるタイミングが異なるので御注意ください。）

5 査証発給申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方で、特定技能外国人として来日予定であるタイ国籍の方は、上記3で郵送されてきた在留資格認定証明書を在タイ日本国公館に提示の上、特定技能に係る査証発給申請を行うことになります。

6 海外労働・出国許可申請【タイ側の手続】（参考）

タイの制度上、特定技能外国人として来日予定であるタイ国籍の方は、タイ王国労働省に対し、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所から認証された雇用契約書等を提出し、出国許可の発行を申請・許可を取得することになっているとのことです

## 7 特定技能外国人として入国・在留【日本側の手続】

上記の手続を行ったタイ国籍の方は、日本での上陸審査の結果、上陸条件に適合していると認められれば、上陸が許可され、「特定技能」の在留資格が付与されます。

※ 日本への入国後、受入機関もしくは入国したタイ国籍の方本人は、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に、15日以内に来日報告書を提出する必要があるとのことです。

## ● タイから新たに受け入れる場合（国外職業紹介事業者（現地の送出国）又はタイ王国労働省雇用局を利用して雇用する場合）

### 1 求人

タイの制度上、受入機関は、タイ王国労働省から認定を受けた国外職業紹介事業者（現地の送出国）又はタイ王国労働省雇用局（以下「送出国等」という。）を通じて採用活動を行うことが可能とのことです。

### 2 雇用契約書の認証【タイ側の手続】（参考）

タイの制度上、送出国等を通じて、タイ本国にいるタイ国籍の方を特定技能外国人として受け入れたい場合、受入機関は、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に雇用契約書のひな形等を提出（郵送可）し、認証を受ける必要があるとのことです。（認証後は、雇用契約書のひな形に駐日タイ王国大使館労働担当官事務所の認証印が押印されます。）

なお、送出国等を利用して雇用する場合は、送出国等からあつせんを受ける前にこの手続が必要とのことです。（送出国等を利用しないで雇用する場合は、雇用契約書（のひな形）の認証を受けるタイミングが異なるので御注意ください。）

### 3 雇用契約の締結

受入機関は、送出国等からあつせんを受けたタイ国籍の方と、特定技能に係る雇用契約を締結します。

### 4 在留資格認定証明書の交付申請【日本側の手続】

受入機関は、地方出入国在留管理官署に対し、特定技能に係る在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。同証明書が交付された後、雇用契約の相手方に対し、同証明書の原本を郵送してください。

### 5 査証発給申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方で、特定技能外国人として来日予定であるタイ国籍の方は在タイ日本国大使館に対し、上記4で郵送されてきた在留資格認定証明書を提示の上、特定技能に係る査証発給申請を行うこととなります。

## 6 海外労働・出国許可申請【タイ側の手続】（参考）

タイの制度上、特定技能外国人として来日予定であるタイ国籍の方は、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所から認証された雇用契約書等をタイ王国労働省に提出し、出国許可の発行を申請・許可を取得することになっているとのことです。

## 7 特定技能外国人として入国・在留【日本側の手続】

上記の手続を行ったタイ国籍の方は、日本での上陸審査の結果、上陸条件に適合していると認められれば、上陸が許可され、「特定技能」の在留資格が付与されます。

※ 日本への入国後、受入機関もしくは入国したタイ国籍の方本人は、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に、15日以内に来日報告書を提出する必要があるとのことです。

## ● 日本に在留する方を受け入れる場合

### 1 雇用契約の締結

受入機関は、日本に在留するタイ国籍の方を特定技能外国人として受け入れたい場合、特定技能に係る雇用契約を締結します。

### 2 雇用契約書の認証【タイ側の手続】（参考）

タイの制度上、受入機関は駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に雇用契約書等を提出（郵送可）し、認証を受ける必要があるとのことです。（認証後は、雇用契約書に駐日タイ王国大使館労働担当官事務所の認証印が押印されます。）

### 3 在留資格変更許可申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方であるタイ国籍の方が特定技能外国人として就労するためには、地方出入国在留管理官署に対し、「特定技能」への在留資格変更許可申請を行う必要があります。なお、在留資格「技能実習2号」又は「技能実習3号」から在留資格「特定技能」への変更の場合には、上記2で認証された雇用契約書を添付の上、「特定技能」への在留資格変更許可申請を行う必要があります。

在留資格の変更が許可されれば、手続は完了です。

※ 在留資格変更が許可された後、受入機関もしくは「特定技能」への在留資格変更許可を受けたタイ国籍の方本人は、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に、入社後15日以内に入社報告書を提出する必要があるとのことです。

○ タイ側の手続については、以下までお問い合わせ願います。

駐日タイ王国大使館労働担当官事務所

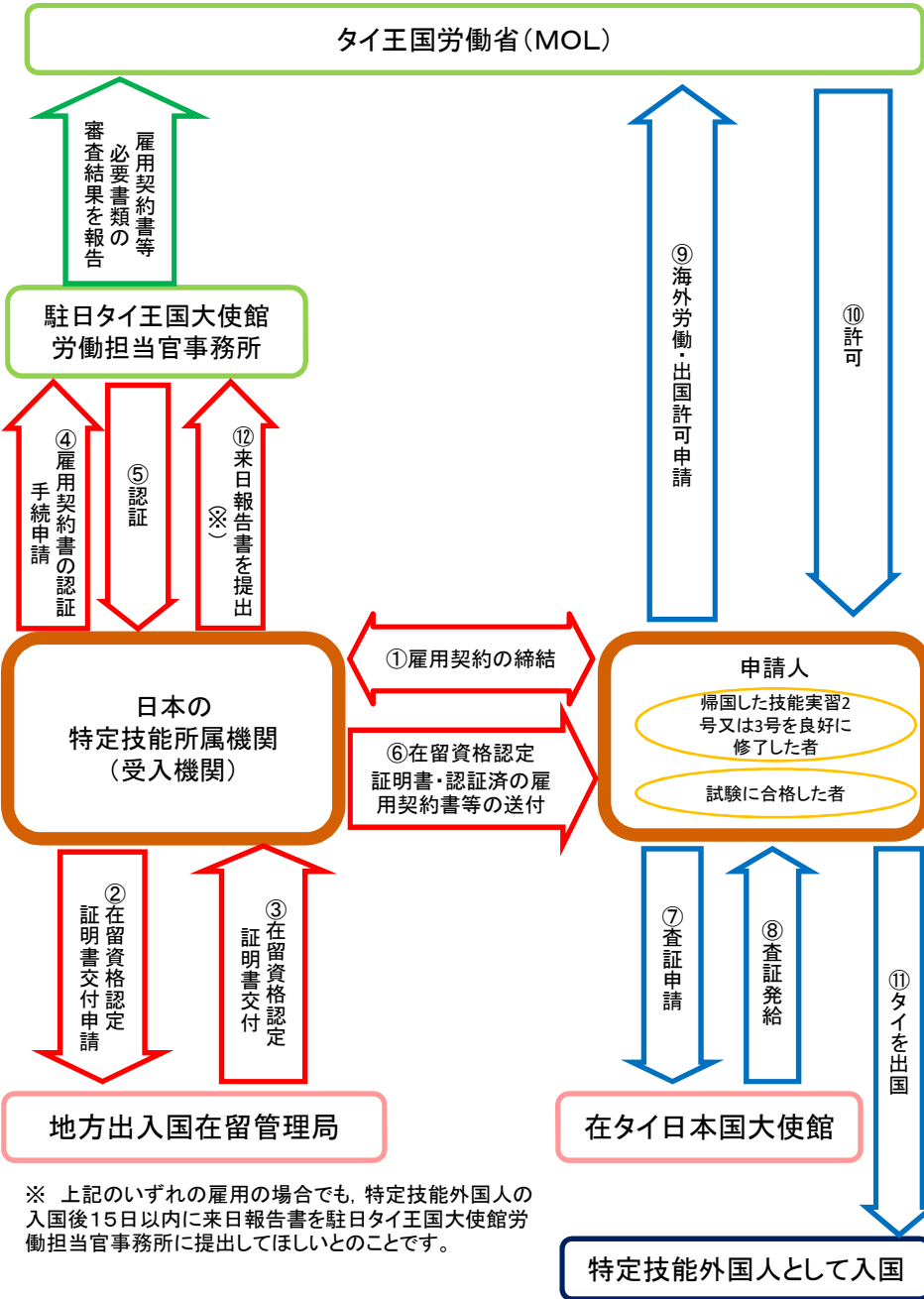
〔所在地〕〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-6

〔電話番号〕 03-5422-7014, 03-5422-7015

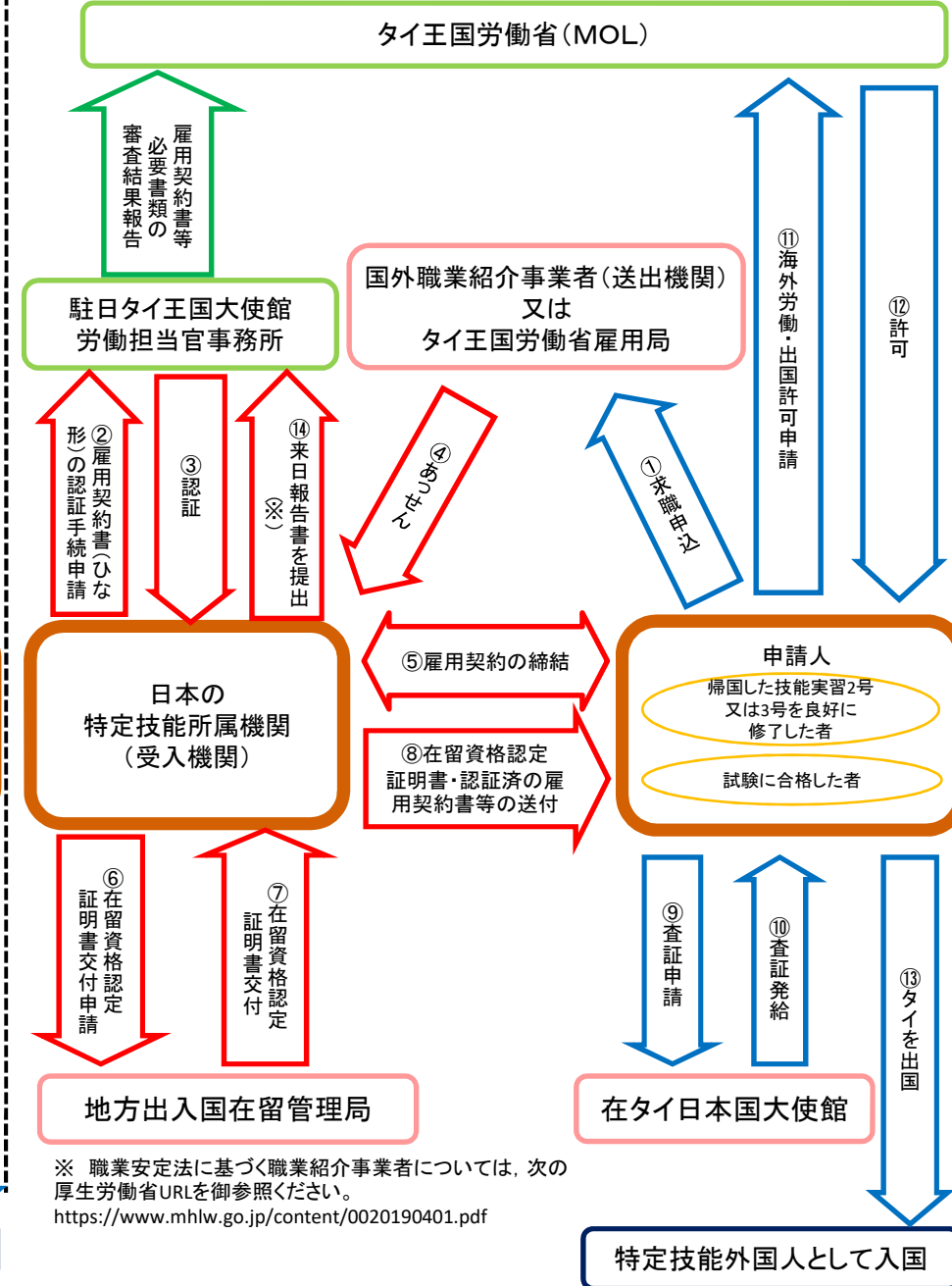
〔E-mail〕 [thailabour@crest.ocn.ne.jp](mailto:thailabour@crest.ocn.ne.jp)

# タイ特定技能外国人に係る手続きの流れについて

○タイから新たに受け入れる場合(直接雇用の場合)



○タイから新たに受け入れる場合(国外職業紹介事業者又は雇用局を利用して雇用する場合)



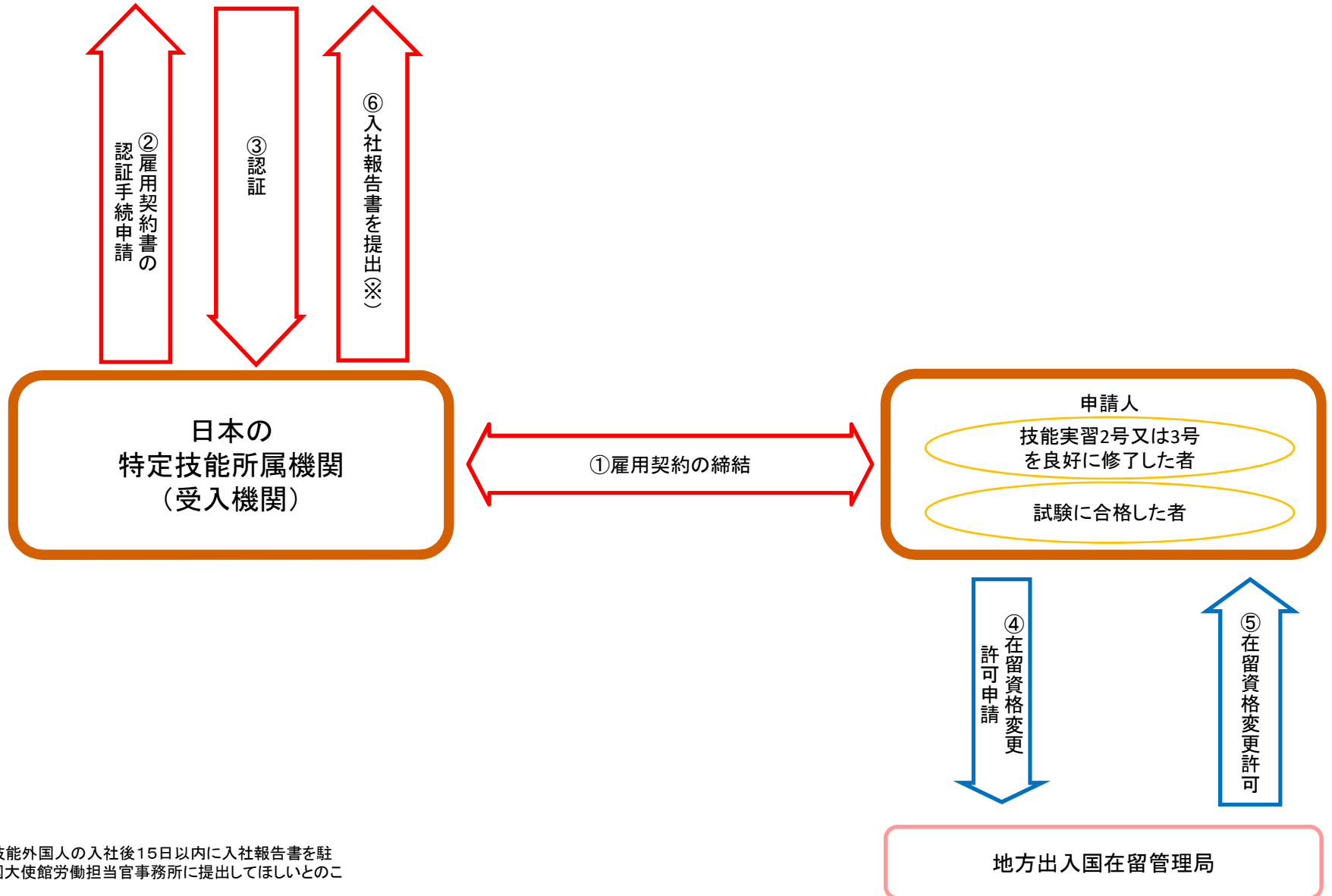
※ 上記のいずれの雇用の場合でも、特定技能外国人の入国後15日以内に来日報告書を駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に提出してほしいとのことです。

※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

# タイ特定技能外国人に係る手続の流れについて

○日本に在留する方を受け入れる場合

駐日タイ王国大使館労働担当官事務所



※ 特定技能外国人の入社後15日以内に入社報告書を駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に提出してほしいとのことです。

## タイ側の手続に関するQ & A

- Q 1 : 現地の送出国機関を介さずに、タイ国籍の方と雇用契約を締結することはできますか。
- A 1 : タイ当局によれば、タイにおいては、特定技能外国人の送出しに当たり、送出国機関を介することは必須ではないとのこと。ただし、日本企業が現地へ訪れて直接求人活動を行うことはタイの法令上禁止されています。なお、受入機関は、タイ王国労働省から認定を受けた現地の送出国機関を通じて採用活動を行うことも可能とのこと。
- Q 2 : 東京から遠く離れた地方に住んでいるのですが、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所における認証手続きを受けるためには、東京に行かなければならないのでしょうか。
- A 2 : 駐日タイ王国大使館労働担当官事務所によれば、郵送での手続きを受け付けているとのこと。詳しくは同大使館に確認してください。
- Q 3 : タイ国籍の方で、特定技能への在留資格変更許可申請を行う際に、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所の認証手続きを経た雇用契約書の提出が必要となるのは、「技能実習2号又は技能実習3号」を修了した方のみですか。
- A 3 : その通りです。なお、タイ国籍を有する留学生等から「特定技能」への在留資格変更許可申請時には、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所の認証手続きを経た雇用契約書の提出は必須ではありません。